

当該期間（2019年4月～2020年3月）のアンリツグループ 「現代奴隷」に係るステートメント（仮訳）

このステートメントは2019年6月「当該期間のアンリツグループ現代奴隷に係るステートメント（仮訳）」において表明した現代奴隷に関する対応について、当該期間（2019年4月から2020年3月まで）の活動報告と今後の計画を表明するものです。

また、このステートメントは、英国現代奴隷法、および豪州現代奴隷法に基づき、開示するものです。

人権尊重に関する取り組み

アンリツグループは、国連グローバル・コンパクトをはじめとする、人権に関する国際規範に基づいて、社内規範となる「企業行動憲章」や「行動規範」を制定し、児童労働および強制労働を認めない方針を明確にして CSR 経営（現在はサステナビリティ経営）に取り組んできました。また、日本国内のサプライチェーンの取引先さまには「アンリツグループ CSR 調達ガイドライン」を配布し、取引先さまにおける実態を調査するなど、さまざまな取り組みを行っています。

児童労働、強制労働、奴隷、隷属、人身売買の規制を目的とした現代奴隷法は、2015年3月に英国(Modern Slavery Act 2015)で、また2018年12月に豪州(Modern Slavery Act 2018)で制定されました。アンリツグループの今までの取り組みはこの現代奴隷法の考え方に沿うものであり、法の要請に則りステートメントを開示しました。これを契機として、グループ内の「人権尊重」を推進し、グローバル・サプライチェーンの取引先さまへの CSR 調達の取り組みを一層充実してきました。

組織の構造、事業、サプライチェーン

アンリツグループは、アンリツ株式会社、子会社 45 社、関連会社 1 社により構成され ICT (Information and Communication Technology) サービスに関わる最先端企業として、次世代ネットワークの構築を支える革新的なソリューションを提供しています。モバイル計測のトップサプライヤーであり、また食品加工市場等でニーズが高まる安全性等の品質保証を高次元で実現する企業グループです。

アンリツグループの製品およびサービスに関わるサプライチェーンはグローバルに広がっています。アンリツグループの企業活動は以下の Web サイトに公開されています。

日本：<https://www.anritsu.com/ja-JP/>

英国：<https://www.anritsu.com/en-GB/>

豪州：<https://www.anritsu.com/en-AU/>

人権方針

アンリツグループはグループ共通の経営理念・経営ビジョン・経営方針を企業活動の指針としています。また、グループの事業がグローバルに広がる中、グローバル企業としての行動原則である国連グローバル・コンパクトに賛同し活動しています。さらに、日常の具体的な行動指針である「アンリツグループ企業行動憲章」および「アンリツグループ行動規範」を定めてサステナビリティ経営を推進しています。

***アンリツグループ企業行動憲章**

企業行動の指針である「アンリツグループ行動憲章」に『人権尊重』の方針を表しています。

人権尊重：すべての人々の人権を尊重し、人種、性別等による差別的扱いや、個人の尊厳を損なう行為を行いません。また、児童労働、強制労働を認めません。

***アンリツグループ行動規範**

また、アンリツグループで働く全員の行動を定めた「アンリツグループ行動規範」に以下の方針を掲げています。

人間の尊重：私達は、人間尊重の立場に立って、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、性別、年齢、身分、心身障害等による偏見と差別を行いません。

アンリツグループの人権に関する活動（当該期間の活動報告を含む）

人権尊重を含むアンリツグループ行動規範を入社時に社員に配付し、遵守する旨の誓約を取る他、毎年、人権尊重の重要性を再認識させるための教育を実施するとともにアンリツグループ行動規範遵守の確認書の提出を求めています。また、定期的に行う企業倫理アンケートや内部通報等により、人権尊重を含めたコンプライアンス問題の有無をチェックし適切な対応を取っています。

- ・2019年4月、「企業倫理推進強化週間」において、日本国内アンリツグループの全社員が、「行動規範」の確認書を提出しました。
- ・2019年10月、海外アンリツグループの全社員が、「行動規範」の確認書を提出しました。
- ・2019年10月、例年行われている「企業倫理推進月間」の活動の中で、人権に関する法規を含む企業倫理アンケートを実施しました。
- ・2020年3月、経営戦略会議に年間のコンプライアンス推進活動の結果として、重大な法令等に係るコンプライアンス上の問題はなかったことを報告しました。
- ・2020年3月、取締役会へ「2019年度アンリツグループのコンプライアンス活動報告」（「英国現代奴隷法」の対応含む）を報告しました。
- ・2020年4月以降、既設の日本、米州に続き、EMEAとAPAC地域において従業員の相談・通報を受け付ける社外窓口を設置する予定です。これにより、国内外すべてのアンリツグループに社外相談窓口が設置されることとなります。

サプライチェーンの人権デューデリジェンスプロセス

サプライチェーンの取引先さまへ『アンリツグループ CSR 調達ガイドライン』を配付し理解を求めるとともに、取引先さまより本 CSR 調達方針を尊重し取り組みに協力いただける旨の同意書を受領しています。

また、アンリツでは取引先さまへ CSR 調達アンケートを実施しております。アンケート回答結果を元に、取引先さま数社の往査を行いました。今後もこの取り組みを強化することで、サプライチェーンの CSR 調達の実態を把握し、CSR 調達の浸透・改善に努めてまいります。

アンケートでは人権について以下のような項目の設問があります。

- a. 強制的な労働の禁止 b. 非人道的な扱いの禁止 c. 児童労働の禁止
- d. 差別の禁止 e. 適切な賃金 f. 適切な労働時間管理 g. 従業員の団結権の尊重

サプライチェーンのリスク評価（当該期間の活動報告を含む）

サプライチェーンの人権リスクに関して、CSR 調達アンケートの回答内容を分析し、評価とリスクの把握を行っています。また、1年に数回、サプライチェーンの取引先さまを集めてアンリツのサステナビリティ経営とCSR調達方針を説明する場を設け、CSR調達への理解を求めています。

サプライチェーンのCSR調達の有効性について、CSR 調達アンケートの回答内容の確認を行ったほか、アンケート回答件数・回答回収率をモニタリングしました。さらに、サプライチェーンのCSR調達の有効性を確認するため、取引先さまの往査を行いました。

当該期間（2019年4月～2020年3月）に、サプライチェーンにおける人権リスクを把握するために人権デューデリジェンスに関する以下の活動を行いました。

- ① 2019年5月、取引先さまとの情報交換会にて資材調達部門より取引先さまに対して「CSR調達活動」、「SDGs」について説明しました。また、2018年度のCSR調達アンケート結果を報告し、2019年度の往査の協力を依頼しました。
- ② 2019年11月、海外の2次取引先さま2社の往査を実施し、現時点では喫緊の問題はなく、人権リスクが低いことを確認しました。
- ③ 2020年4月以降の「サプライチェーンの人権デューデリジェンス」に関する活動は以下の内容を予定しています。
 - * 取引先さまへCSR調達方針の伝達および取り組みへの協力要請
 - * 取引先さまへ人権に関する往査の実施

啓発・研修（過去の研修および当該期間の活動を含む）

- ・2016年10月、日本国内グループ向け社内報で「英国現代奴隷法」の周知をしました。
- ・2016年12月、グローバル向け英文社内報で「英国現代奴隷法」の周知をしました。
- ・2017年1月～3月、全グループ（グローバル含む）の社員全員に人権問題および「英国現代奴隷法」の内容を理解するための研修（WBT）を実施しました。
- ・2018年3月、Anritsu EMEA Limitedの全員に「英国現代奴隷法」に関する研修（WBT）を実施しました。

本ステートメントは2020年6月の経営戦略会議で審議され、その後当社取締役会において承認されました。

濱田 宏一

アンリツ株式会社
代表取締役 社長
グループ CEO
濱田 宏一
2020年6月

このステートメントは、2015年3月、英国において制定された"Modern Slavery Act 2015"に基づいて作成されたもので、Anritsu EMEA Limitedの2019年度のステートメントです。

Anritsu EMEA Limitedはアンリツ株式会社の子会社として、英国ルートンに本社を置き、主に通信用計測器の販売および保守をヨーロッパ、中近東、アフリカ地域で実施しています。

Anritsu EMEA Limitedは、英国のアンリツ株式会社の子会社として、本社が発表した「現代の奴隷制度に関する声明」を完全に遵守しています。

本ステートメントは、アンリツ株式会社の執行役員でAnritsu EMEA Limitedの取締役が参加した2020年6月のアンリツ株式会社 経営戦略会議で審議され、その後取締役会で決議されました。



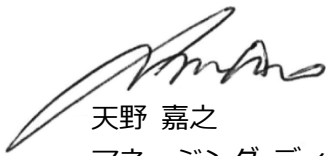
田中 憲次
マネージング ディレクター
Anritsu EMEA Limited
2020年6月

このステートメントは、2018年12月、オーストラリアにおいて制定された"Modern Slavery Act 2018"に基づいて作成されたもので、Anritsu Proprietary Ltd. の2019年度のステートメントです。

Anritsu Proprietary Ltd.はアンリツ株式会社の子会社として、オーストラリア Mount Waverley にオフィスを構え、主に通信用計測器の販売および保守を、オーストラリアをはじめとするオセアニア地域で実施しています。

Anritsu Proprietary Ltd.は、オーストラリアのアンリツ株式会社の子会社として、本社が発表した「現代の奴隷制度に関する声明」を完全に遵守しています。

本ステートメントは、アンリツ株式会社の執行役員で Anritsu Proprietary Ltd.の取締役が参加した2020年6月のアンリツ株式会社 経営戦略会議で審議され、その後取締役会で決議されました。



天野 嘉之
マネージング ディレクター
Anritsu Proprietary Ltd.
2020年6月